

政府規制等と競争政策に関する研究会

平成18年9月14日(木)14時～16時
中央合同庁舎6号館B棟11階官房第1会議室

1 配布資料一覧

(1) 座席表

(2) 資料1「適正な電力取引についての指針」の改定について

(別紙)「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い価格」の考え方(案)

資料2 電気事業の自由化の経緯, 卸電力取引の概観,
PPSによる電力供給形態, PPSの供給力の内訳

資料3「電力市場における競争状況と今後の課題について」(抜粋)

資料4「適正な電力取引についての指針」(抜粋)

2 議事次第

(1) 開会

(2) 議事 「適正な電力取引についての指針」の改定について

(3) 閉会

「適正な電力取引についての指針」の改定について

1. 「適正な電力取引についての指針」の改定の状況

(1) 改定の経緯及び必要性

現行の「適正な電力取引についての指針」(以下「ガイドライン」という。)は、平成17年5月に改定されたものである。

卸電力市場で重要な役割を担うことが期待されている日本卸電力取引所(JEPX)が平成17年4月に開設されたが、この点について、資源エネルギー庁が本年5月に公表した制度改革評価小委員会報告書では、「卸電力取引所の開設等の制度改革に伴い、卸電力の取引形態が多様化してきていること等を踏まえ、卸電力取引所取引や常時バックアップの在り方などを含め、適正取引ガイドラインを平成18年度中を目途に改定する。」とされ、公正取引委員会が本年6月に公表した「電力市場における競争状況と今後の課題について」では、「JEPXが設立されたことに加えて、常時バックアップにおける取引量や取引形態が変化していることを踏まえて、今後必要があれば独占禁止法上問題となり得る取引について明確化を図っていくべきであると考えている。」と記載されている。

(2) 主な論点

今回のガイドライン改定では、卸電力取引所取引及び常時バックアップの在り方が主たる論点になっている。

2. 論点

(1) 常時バックアップ

ア 現状

JEPXは、新規参入者の電力調達手段としての機能を担うべく発足し、一般電気事業者の中には、常時バックアップはJEPXにおける取引に移行すべきであるという意見があるが、現段階では取引規模の面において、主要な調達源としての役割を果たしているとはいえず、また、価格面でも不安がある。このような現在のJEPXの実態を踏まえれば、常時バックアップを代替できるような状況にはなく、今後とも引き続き、常時バックアップはPPSにとって主要な電源調達手段であると考えられる。

イ 意見に対する考え方

(ア) 常時バックアップの望ましい行為の記述については、ガイドラインの記述が常時バックアップの実態と異なることから削除すべきであるという意見と、一般電気事業者

との常時バックアップの交渉においての指標等になることから維持すべきという、2つの意見がある。

この件については、常時バックアップの実態は、小売における部分供給と同一のものではなく、むしろ、ベース電源として利用されており、卸供給という位置づけであると考えられること、また、常時バックアップについての基本的な考え方が変更されるものではなく、不当な料金を設定する行為については、引き続き、公正かつ有効な競争の観点から問題となることが現行ガイドラインに明記されていることから、当該記述を削除するということがよいか。

(イ) 常時バックアップはJEPXに移行すべきであるとの意見がある。

この件については、現時点では、JEPXにおける価格・供給面等に十分な体制が整っておらず、JEPXが常時バックアップを代替できる状況にはないことから、現在の常時バックアップの考え方を引き続き維持するということがよいか。

(ウ) 常時バックアップ料金と小売料金の整合性についての考え方を明確化すべきであるという意見がある。また、PPSの規模が拡大したことを理由に、常時バックアップの量を制限すべきではないという意見がある。

これらの件については、常時バックアップについての基本的な考え方を変更する予定はなく、また、常時バックアップについて問題となる行為の記述については維持することから、現行ガイドラインに基づき対応するということがよいか。

(エ) JEPXで購入する電力を常時バックアップの代用とするため、一般電気事業者との常時バックアップを一度打ち切ったPPSが、再度常時バックアップを受ける際に、一般電気事業者が不当に高い料金を設定することを禁止すべきであるとの意見がある。

この件については、現行のガイドラインにおいて、一般電気事業者が新規参入者に対し、常時バックアップについて不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法のおそれがある旨規定されており、当該規定に基づき対応するということがよいか。

(オ) JEPXにおけるスポット価格を常時バックアップ料金の基準とするのは不適切であるとの意見がある。

この件については、JEPXのスポット価格は高騰する場合もあることから、これを常時バックアップ料金の水準とすることは不適切であるため、常時バックアップ料金についてのこれまでの考え方を維持し、不当な料金を設定する行為があった場合は、現行ガイドラインに基づき対応するということがよいか。

(カ) 一般電気事業者の供給区域内における常時バックアップを禁止し、供給区域を跨いだ常時バックアップに限定してはどうかという意見が寄せられている。

この件については、制度変更を要する問題であって、ガイドラインの中で議論するのは適切でない。常時バックアップについて不当な料金を設定する行為があった場合は、現行ガイドラインに基づき対応するということがよいか。

(2) 日本卸電力取引所 (JEPX)

ア 現状

JEPXは、指標価格の形成、需給ミスマッチ時の販売・調達手段など、事業者のリスクマネジメント機能の役割を果たすことを目的として設立され、平成17年4月から取引が開始されている。JEPXにおける平成17年度の取引量は約10.9億kWhとなっており、卸電力取引全体(約2404億kWh)に占めるJEPXの取引量はわずか0.45%にすぎず、主要な電力調達手段の1つと評価できる状況には至っていない。

小売販売電力量(約8936億kWh)に対する卸電力取引量(約2404億kWh)の割合は約27%となっている。また、一般電気事業者が卸電力取引量の約95%に相当する約2287億kWhを購入しており、強いバーゲニング・パワーを有している。

イ 意見に対する考え方

(ア) 卸電力取引所に係る行為の取扱いについて、現在の卸電力取引所における取引量は少ないものの、今後、新規参入者の事業活動にとって、常時バックアップの移行など卸電力取引所における取引が重要なものになるとの観点から、「望ましい行為」及び「問題となる行為」を整理し、新たに章立てすべきではないかという意見がある。

この件については、卸電力取引所に係る行為について新たに章立てし、ガイドラインに記述していくことがよいか。

(イ) JEPXへの玉出しについては、市場に任せるべきとの意見がある。

この件については、JEPXへの玉出しについての考え方を卸電力取引所における望ましい行為として、ガイドラインに記述していくことがよいか。

(ウ) ガイドラインに記述されている余剰発電分を新規参入者に卸売する場合だけでなく、卸事業者がJEPXに電力を供給する場合にも、既存契約の不当な解除等を禁止する文言を追加すべきとの意見がある。

この件については、卸電力取引所における問題となる行為として、ガイドラインに記述していくことがよいか。

(エ) JEPXにおいて、体力のある少数の一般電気事業者が高い価格で取引を行うことによって、体力のないPPSが取引から排除されることについて、競争政策上問題ないの

かとの意見がある。また、JEPXにおける価格をある一定水準で維持するために、例えば、何社かがあらかじめ売り札の価格を共同で決めるなど、市場価格の操作に関わる行為を禁止する文言を追加すべきとの意見がある。

独占禁止法違反のおそれがある行為については、公正取引委員会として適切に対処していく。また、現在、JEPXの市場取引監視委員会においては、自己取引、偽装取引等の相場操縦に該当する禁止行為の監視、約定価格水準、売買の入札価格等の市場パフォーマンスの分析・監視などが行われている。

しかしながら、前者については、そのような事態が生じれば、独占禁止法上問題であることは明らかである一方、現にそのような事態が生じる可能性は低いこと、後者については、不当な取引制限については独占禁止法上問題であることが明らかなので、このガイドラインでは記載していないことから、今回のガイドラインの改定には盛り込まないということによいか。

(3) その他の意見に対する考え方

一般電気事業者が、新規参入者と交渉を行っている需要家に対する既契約の途中解約、電気料金の対抗的値下げ、新規の解約補償料を伴う長期契約の締結等を不当に組み合わせて行うことにより、新規参入者の事業活動を困難にすることが独占禁止法上違法となるおそれがあることをガイドラインに追加すべきであるとの意見がある。

この件については、「複数の行為を組み合わせた参入阻止行為」として、ガス取引ガイドラインにおいても、独占禁止法上問題となる行為として記述されていることから、電力取引ガイドラインにも具体的に記述していくということによいか。

(4) 「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い価格」の考え方(案)

現行のガイドラインでは、常時バックアップの「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」において、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金を設定すること」は「独占禁止法上違法となるおそれがある」としている。しかしながら、常時バックアップの規模が拡大した結果、当該常時バックアップと同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金が存在しないとの指摘がある。

このような場合について、別紙のような考え方もあるがどうか。

「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い価格」の考え方（案）

- 1 現行の「適正な電力取引についての指針」（電力取引ガイドライン）では、常時バックアップの価格について、以下のように記載されている。

電力の卸売市場が未整備であり、既存の一般電気事業者が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備のほとんどすべてを確保し、かつ既存の一般電気事業者の供給区域を越えて競争が行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、一般電気事業者に供給余力が十分にあり、他の一般電気事業者との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

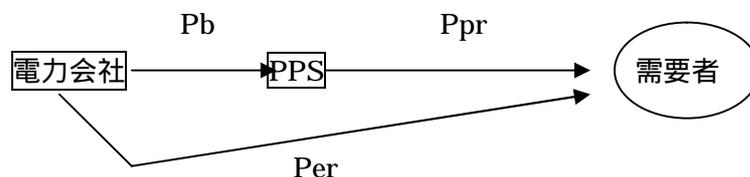
（中略）

同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること。

（注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

（以下略）

- 2 「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金」については、以下のように解されている。



P_b 常時バックアップ価格
 P_{er} 電力会社の小売価格
 P_{pr} PPS の小売価格
 X 常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用等

電力会社から PPS への常時バックアップの料金 P_b については、当該常時バックアップと同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金である P_{er} と比較し、

$$P_b > P_{er} - X$$

である場合は、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金」に当たる。

- 3 常時バックアップについての以下のような指摘がある。

常時バックアップの規模が拡大した結果、当該常時バックアップと同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金である P_{er} が存在せず、この結果、 P_b と比較すべき小売料金がなく、 $P_b > P_{er} - X$ かどうか判断できない場合がある。

- 4 このように当該常時バックアップと同様の需要形態を有する需要家の小売料金である P_b を見出すことができない場合には、代替的に、以下のような考え方を基本にして、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金」に当たるかどうかを判断する。

- (1) 「ほとんどの新規参加者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況」であり、常時バックアップが新規参加者である PPS にとって不可欠であるという状況であることから、 P_b は、効率的な PPS が事業活動を継続できる水準の価格でなければならない。

(2) このような観点からは、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金」は、「当該市場における PPS の需要家と同様の需要形態を有する需要家に電力会社が提供する小売料金」と捉えることが適当であり、 P_b と比較すべき小売価格は以下のように考えられる。

ア PPS の小売価格と電力会社の小売価格を需要家別に以下のとおりとする。

	PPS の小売価格	電力会社の小売価格
高圧業務用	P_{p4}	P_{e4}
高圧産業用	P_{p3}	P_{e3}
特別高圧業務用	P_{p2}	P_{e2}
特別高圧産業用	P_{p1}	P_{e1}

イ ある市場における PPS の需要家が、例えば、9 割が特別高圧業務用、1 割が特別高圧産業用であるとすると、PPS の需要家に対する平均的な小売価格 (P_{pr}) は、

$$0.9 * P_{p2} + 0.1 * P_{p1}$$

であり、この PPS の需要家への小売価格に対応する当該市場の電力会社の小売価格は、

$$0.9 * P_{e2} + 0.1 * P_{e1}$$

となる。

ウ 電力会社が需要家に「 $0.9 * P_{e2} + 0.1 * P_{e1}$ 」の小売価格で販売している場合に、それに対応する卸売価格は、「 $(0.9 * P_{e2} + 0.1 * P_{e1}) - X$ 」以下となる。

したがって、

$$P_b > (0.9 * P_{e2} + 0.1 * P_{e1}) - X$$

であれば、「同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金」に当たる。

1. 電気事業の自由化の経緯

(1) 卸供給の自由化

電気事業は、電気事業者に対して発送電一貫の独占供給を認める一方で、料金規制等によりその弊害を排除する事業規制が行われてきたが、1995年4月に電気事業者以外の事業者が一般電気事業者に対して電気を卸売することが可能となることを内容とする電気事業法の改正が行われた（施行は1995年12月）。一般電気事業者に対して電力を卸売する新規参入者は独立発電事業者（IPP）と呼ばれている。

(2) 小売事業の自由化

その後、国際的に遜色のないコスト水準を目指して、1999年5月に特定規模需要（小売自由化対象需要家）に対する電気の小売供給事業の自由化を内容とする電気事業法の改正が行われた（施行は2000年3月）。電気の小売供給事業を行う新規参入者は特定規模電気事業者（PPS）と呼ばれている。また、新規参入者が需要家へ電気を供給するための送配電設備は、一般電気事業者の既存の送電設備を使用することになることから、一般電気事業者に対して、その際の契約条件等を定めた接続供給約款を届出を義務付けた。なお、自由化対象となる特定規模需要の対象範囲は段階的に拡大されている。

(3) 競争環境の整備

さらに、2003年6月には一般電気事業者の託送供給（接続供給及び振替供給）に伴う行為規制及び送配電部門と他部門との内部相互補助を防止するための会計分離の導入、送配電部門に係るルールの策定等を行う送配電等業務支援機関の設立を内容とする電気事業法の改正が行われた（施行は2005年4月）。また、一般電気事業者の供給区域を跨ぐごとに課金される振替供給料金制度を廃止したほか、全国規模で卸電力の取引を行う私設任意の卸電力取引市場が開設された。

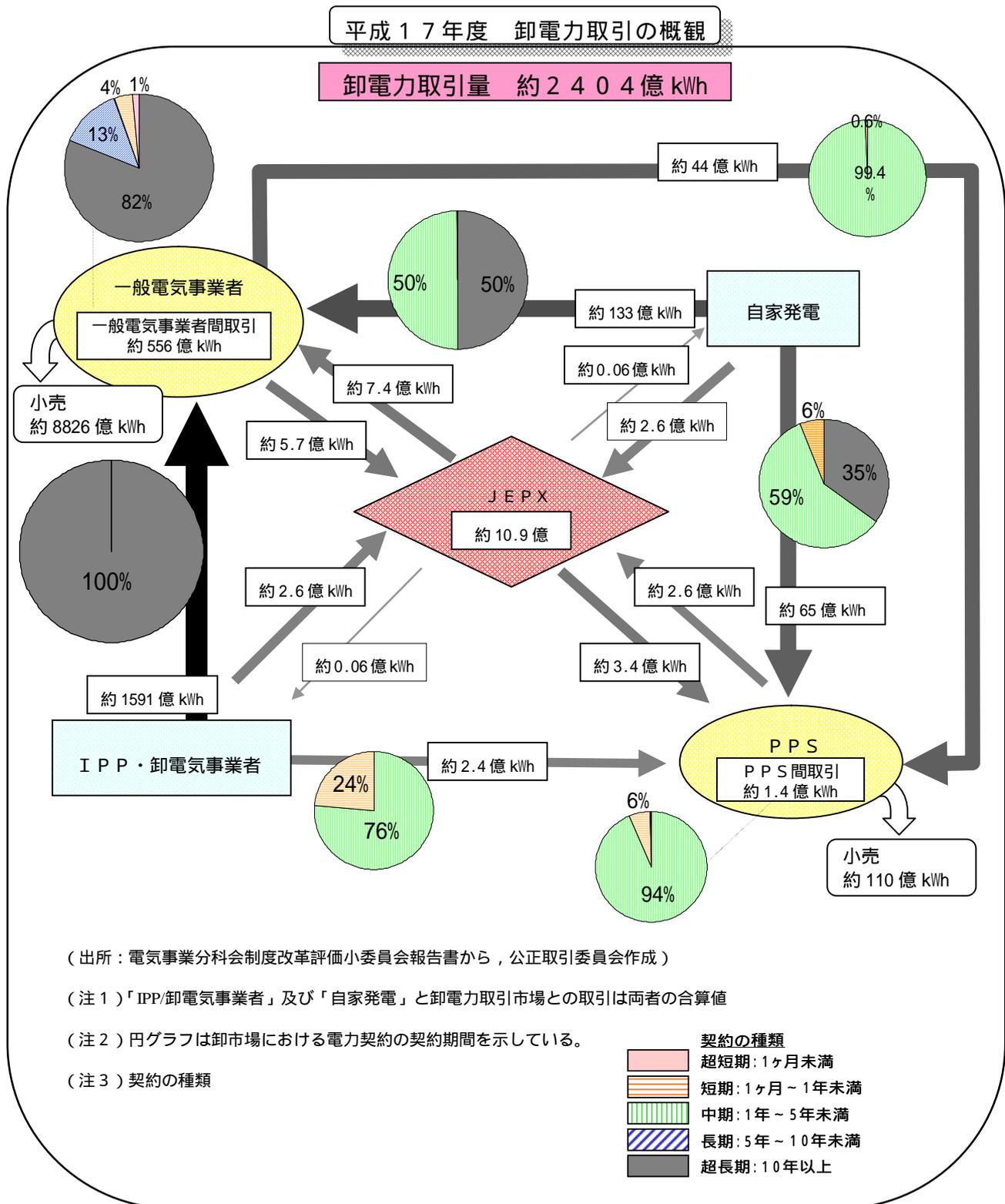
	施行時期	主な改正内容	特定規模需要	市場規模
1	1995年12月	・一般電気事業者に対する卸供給の自由化		
2	2000年3月	・小売供給の自由化 ・一般電気事業者に対して、新規参入者が送配電設備を利用する際の契約条件等を定めた接続供給約款の届出を義務付け。	特別高圧需要（契約電力 2000 kW 以上）	26%
	2004年4月		高圧需要（契約電力 500 kW 以上）	40%
3	2005年4月	・託送供給に伴う行為規制の導入 ・送配電部門と他部門との会計分離 ・送配電業務支援機関の設立 ・振替供給料金の廃止 ・卸電力取引市場の開設	高圧需要（契約電力 50 kW 以上）	63%

電力小売の自由化部門と規制部門を合わせた全販売電力量に占める自由化部門の電力量。

2. 卸電力取引の概観

JEPXにおける平成17年度の取引量は約10.9億kWhとなっており、卸電力取引全体(約2404億kWh)に占めるJEPXの取引量はわずか0.45%である。

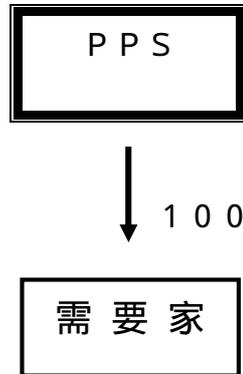
小売販売電力量(約8936億kWh)に対する卸電力取引量(約2404億kWh)の割合は約27%である。



3. P P Sによる電力供給形態

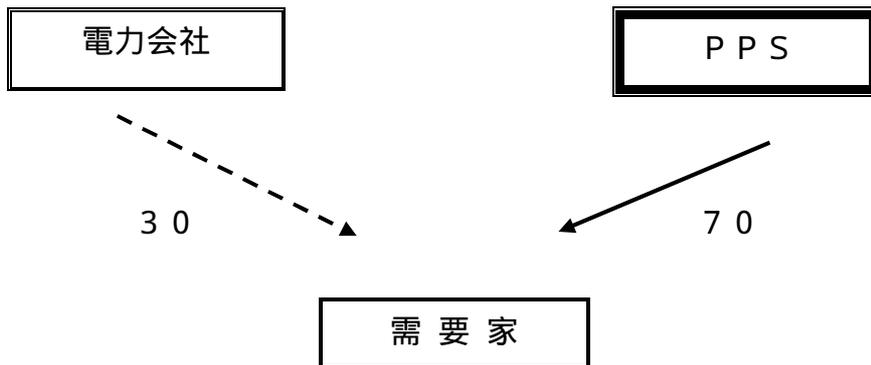
全量供給

P P Sが需要家に電力を全量供給する形態



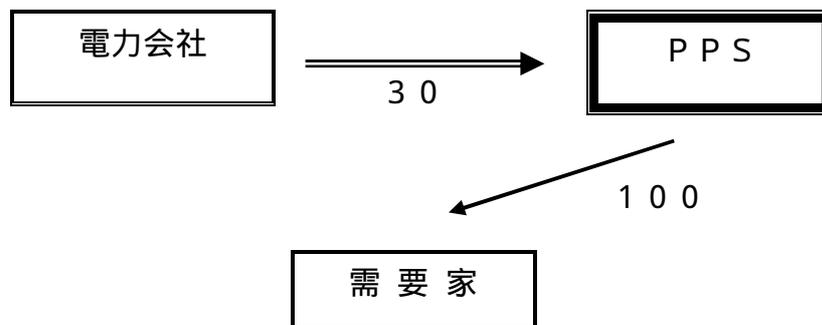
部分供給

1つの需要場所（需要家）に対してP P S及び電力会社がそれぞれ電力を供給する形態（電力会社が30，P P Sが70供給するケース）



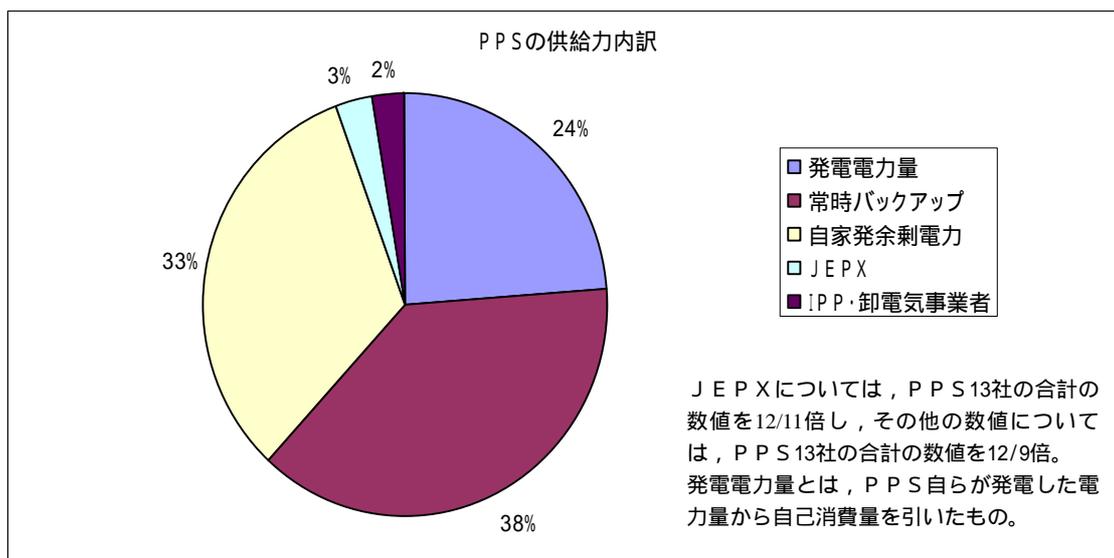
常時バックアップ

新規参入者が電力会社から継続的に電力の一部の卸売を受けて、需要家に電力を供給する形態（電力会社から30の卸売を受け、P P Sが100供給するケース）



4. PPSの供給力の内訳

現在のPPSの供給力のうち自前の電源は24%となっているのに対して、自家発電設備設置事業者からの余剰電力（自家発余剰）分が33%、一般電気事業者からの常時バックアップは38%とそれぞれ大きな割合を占めている。昨年4月に設立されたJEPXについては、現在のところ、PPSの電力調達に占める割合は3%にとどまっている。



(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))

電力市場における競争状況と今後の課題について（平成 18 年 6 月公表）【抜粋】*

供給力確保に関する課題

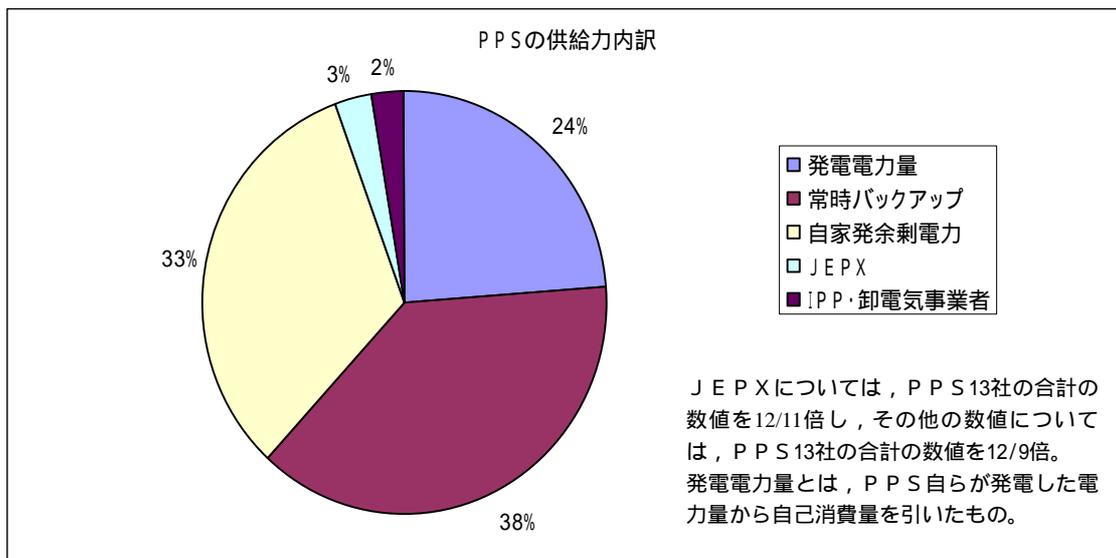
1 供給力確保に関する課題	1
（1）JEPX	
ア 卸電力取引における JEPX の位置づけ	2
イ JEPX における取引の現状	4
ウ JEPX 活性化の課題	6
（2）常時バックアップ	9

* 「電力市場における競争状況と今後の課題について」における「第 2 電力市場における競争上の課題について、1 供給力確保に関する課題」の部分（P 21～P 29）の抜粋である。

1 供給力の確保に関する課題

発電所の建設には、用地取得、環境アセスメント等のため長期間を要する。このため、PPSが自前の発電所を開発するためには期間を要し、図表19にあるとおり、現在のPPSの供給力のうち自前の電源は24%となっているのに対して、自家発電設備設置事業者からの余剰電力（自家発余剰）分が33%、一般電気事業者からの常時バックアップは38%とそれぞれ大きな割合を占めている。昨年4月に設立されたJEPXも、電力調達の容易性向上の役割を担うことが期待されている¹ものの、現在のところ、PPSの電力調達に占める割合は3%にとどまっている。ここでは、電力調達上の課題について概観する。

図表19 PPSの供給力の内訳



(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))

¹ 「需要家の選択肢が確保されるためには、供給区域の電力会社以外の小売事業者（他の供給区域の電力会社を含む）の電力調達が容易であるなど市場参入が容易である必要があり、このためには、全国規模の卸電力取引所が整備されるべきである。」(総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月15日) p6)

(1) JEPX

ア 卸電力取引におけるJEPXの位置づけ

図表20は卸電力取引における関係各社間の取引量を示したものである。一般電気事業者の供給力は、自社電源が多くを占めるほか、IPP²・卸電気事業者³、一般電気事業者間の取引、自家発電余剰分、卸電力取引所等多様な電源から構成されている。一方、PPSの供給力は、自社電源、自家発電余剰分、一般電気事業者からの常時バックアップ、卸電力取引所等から構成されている。

小売販売電力量（約8798億kWh）に対する卸電力取引量（約2343億kWh）の割合は約27%となっている。一般電気事業者が卸電力取引量の95%に相当する約2223億kWhを購入しており、強いバーゲニング・パワーを有している。また、一般電気事業者の購入形態は、IPP・卸電気事業者からの調達及び一般電気事業者間の融通が大宗を占め、これらは5年以上の長期契約や無期限契約がほとんどである。これに対して、PPSは購入形態が5年未満の短期契約が中心となっている。

現在のところJEPXにおける取引量は約6.5億kWhとなっており、電力卸取引全体に占めるJEPXの取引量はわずか0.3%にすぎず、主要な電力調達手段の1つと評価できる状況には至っていない。

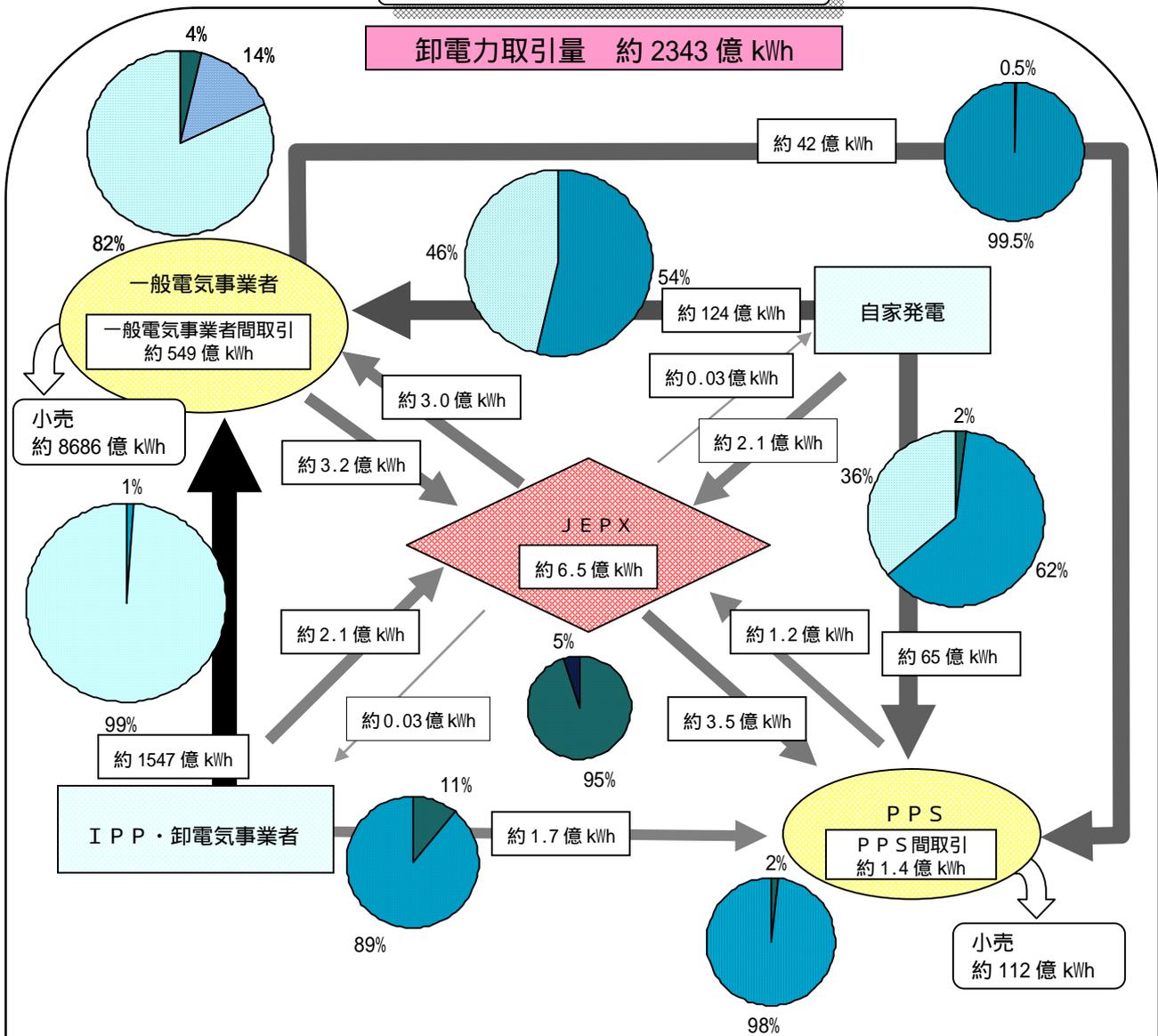
² IPP（Independent Power Producer）とは、電気事業者以外で一般電気事業者に対して電力の卸供給を行う事業者のこと。PPSに対しても卸売を行うことは可能である。

³ 卸電気事業者とは、一般電気事業者に電気の卸供給を行う事業者であって、一定規模以上の発電出力を有する者のこと。現在、電源開発(株)及び日本原子力発電(株)が該当。

図表 20 卸電力取引の概観図

平成 17 年度 卸電力取引の概観図

卸電力取引量 約 2343 億 kWh

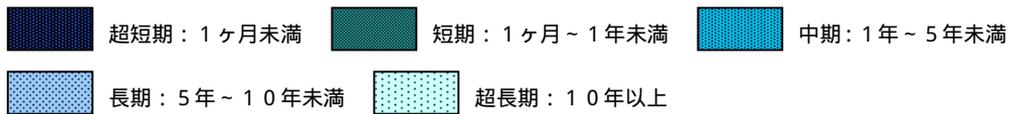


(出所：資源エネルギー庁総合エネルギー調査会電気事業分科会制度改革評価小委員会資料より，公正取引委員会作成)

(注 1) 「IPP/卸電気事業者」及び「自家発電」と卸電力取引市場との取引は両者の合算値

(注 2) 円グラフは卸市場における電力契約の契約期間を示している。

(注 3) 契約の種類

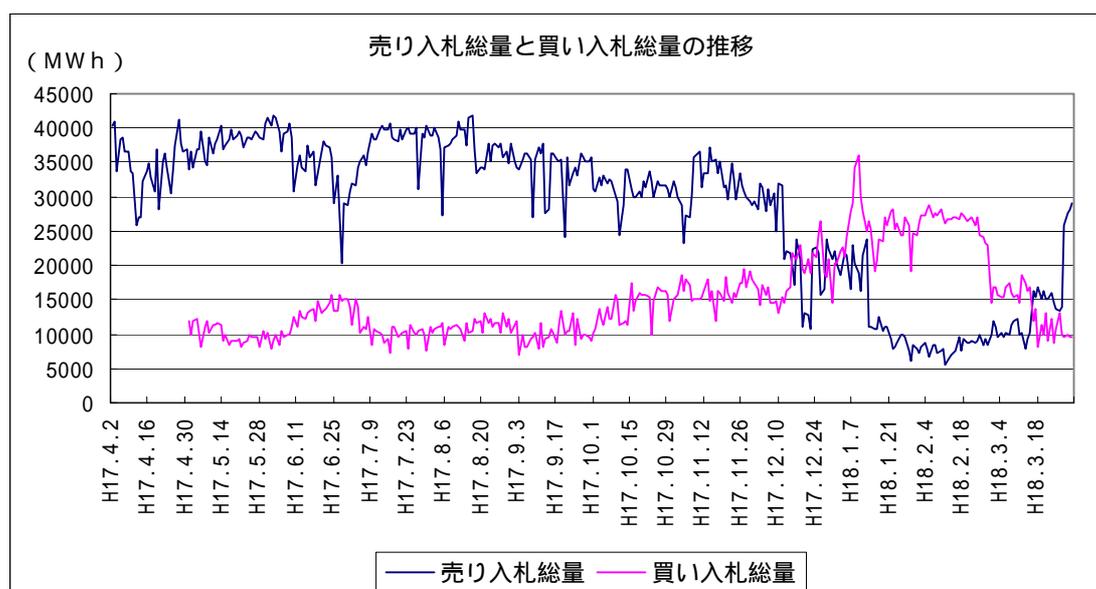


イ JEPXにおける取引の現状

JEPXは、指標価格の形成、需給ミスマッチ時の販売・調達手段など、事業者のリスクマネジメント機能の役割を果たすことを目的として設立され、平成17年4月から取引が開始されている。JEPXの取引には主に、30分単位で翌日受渡しする電気の取引を行うスポット取引と、特定期間を通じて受渡しする電気の取引を行う先渡し取引がある。JEPXで約定される取引の大半はスポット取引であり、シングルプライスオークション方式⁴によって価格決定が行われている。

図表21は、スポット取引における売り入札総量と買い入札総量の変遷を示したものである。売り入札総量は、平成17年4月は3460万kWh/日であったが、平成18年2月には813万kWh/日にまで減少している。買い入札総量は、平成17年4月の841万kWh/日が、平成18年2月には2613万kWh/日にまで伸びている。売り入札総量と買い入札総量の関係では、JEPXの取引開始後平成17年12月までは売り入札総量が買い入札総量を上回っていた。しかし、平成18年1月及び2月では買い入札総量が売り入札総量を逆転している⁵。

図表21 スポット取引における売り入札総量と買い入札総量の推移



(出所：JEPXホームページ)

(注) 買い入札総量の4月のデータはない。

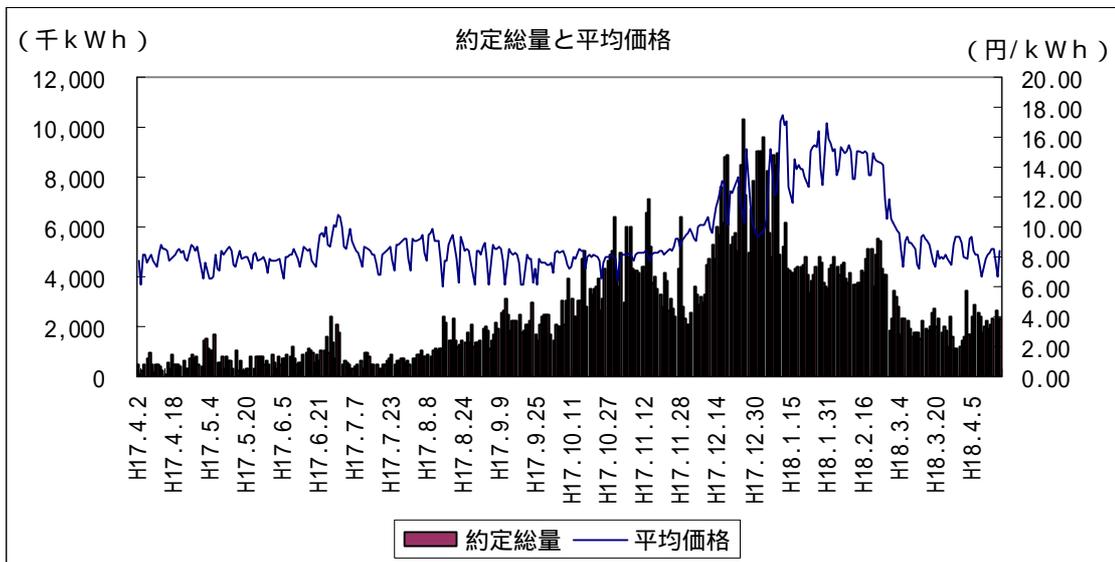
⁴ 商品毎に価格と量の組み合わせを入札し、売りと買いの条件が合致するひとつの交点を求め、その点で価格、約定量を決定する方式

⁵ 売り入札が買い入札を下回った理由について、JEPXは、厳冬、化石燃料の高騰などがその原因ではないかとしている。(総合資源エネルギー調査会電気事業分科会第7回制度改革評価小委員会(平成18年3月23日)) 議事録参照。

図表 2 2 は、J E P X の取引量の推移を示したものであるが、スポット取引の約定量は取引開始当初の平成 1 7 年 4 月は 4 7 万 k W h / 日であったものが、平成 1 7 年 1 2 月には 5 6 7 万 k W h / 日にまで伸び、その後若干減少はしているものの、平成 1 8 年 2 月は 4 1 9 万 k W h / 日となっている。

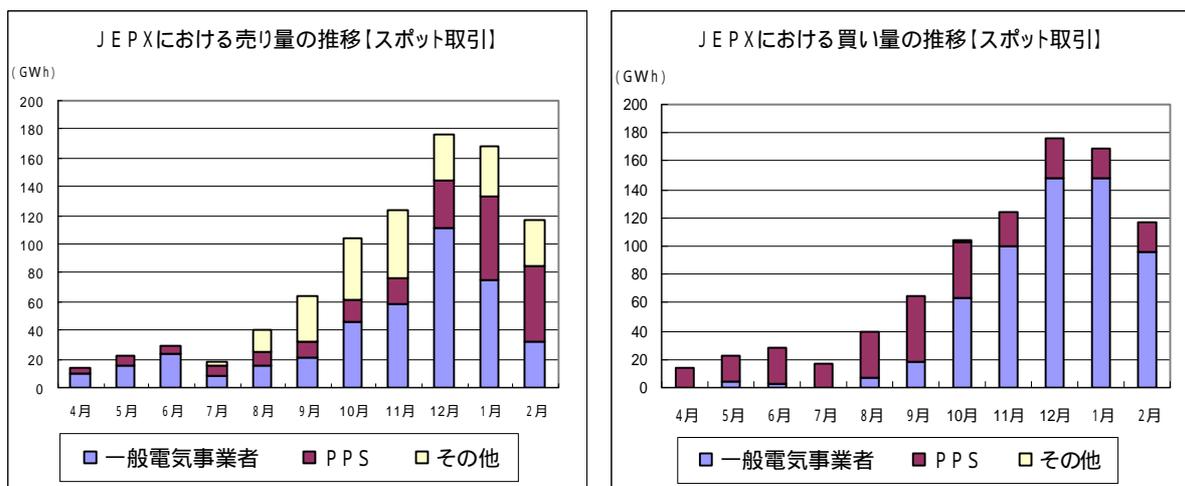
また、図表 2 3 は事業者別に J E P X における取引量を表したものである。スポット取引の売り量のうちのほとんどを一般電気事業者が占めていたが、平成 1 7 年 8 月からは P P S 及びその他（I P P ・卸電気事業者等）の比率が増加している。また、買い量は平成 1 7 年 9 月までは P P S によるものがほとんどであったが、平成 1 7 年 1 0 月以降は一般電気事業者の比率が増加している。

図表 2 2 J E P X 取引量の推移



(出所：J E P X ホームページ)

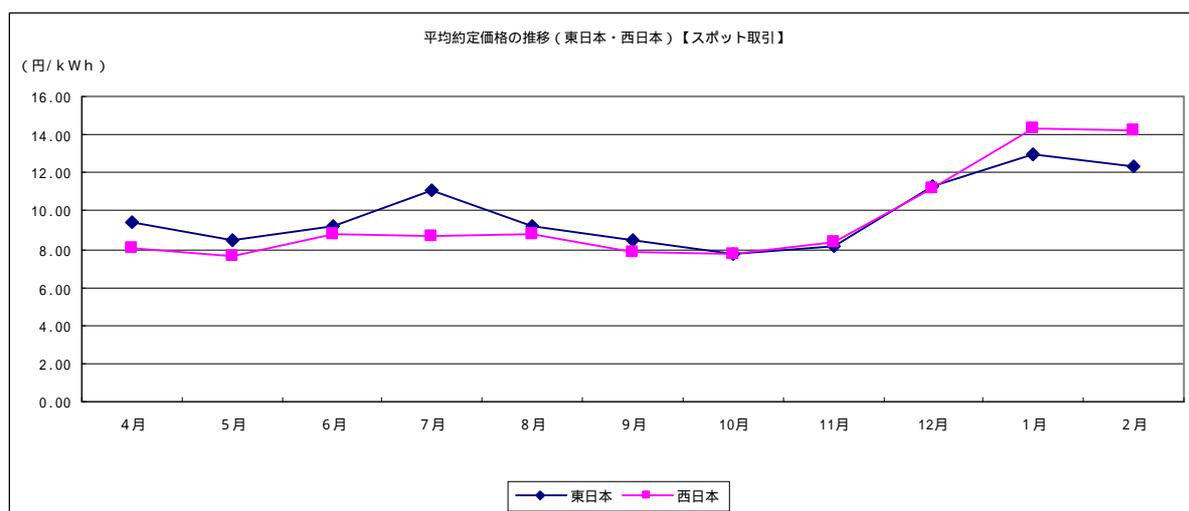
図表 2 3 J E P X 取引量の推移 (事業者別)



(出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査(3月))

JEPXでは、連系線を経由する供給者と需要者との約定量が、当該連系線の送電可能量を上回る場合は、市場を分断して、個々のエリアごとの売り札と買い札を基に約定価格及び約定量を決定している⁶。これまでのところ、主として東京電力と中部電力との間の連系線（FC）において市場分断が発生している⁷。図表2-4はJEPXにおける、東日本と西日本の約定価格を示している。平成17年4月から10月までは東日本の方が高く、それ以降は西日本の方が高くなっている。

図表2-4 JEPXにおける取引価格（東日本・西日本）の推移



（出所：公正取引委員会電気事業者等アンケート調査（3月））

ウ JEPX活性化の課題

電力小売における一般電気事業者とPPSとの競争を促進する上で、PPSにとって卸電力の調達についても一定の選択肢の中から、必要な調達量が安定的に確保できることが望ましく、JEPXが有力な調達手段としての役割を發揮していくことが期待される。しかしながら、前述のとおり、平成17年秋以降JEPXの取引量は伸びてはいるものの、電力卸取引全体に占めるJEPXの取引量の割合はいまだに小さく、需給のミスマッチの解消と卸取引における指標価格形成機能という設置当初の目的を果たすためには、より一層の活性化策を講じていくことが必要である。

JEPXにおける取引を活性化させていく上で、(ア) JEPXへの玉出しの増大、(イ) JEPXの市場監視の拡充、(ウ) JEPXの情報公開の拡充が重要であると考えられる。なお、JEPXにおいては、商品を取引会員のニーズを踏まえて、先渡取引について、本年7月から週単位の商品が追加される予定である。今後とも、ニーズを踏まえた商品構成の充実等を図ることによって、今後の取引の活性化が図られることが期待される。

⁶ このような約定価格及び約定量を決定する方法を市場分断という。詳細は参考資料1-1参照。

⁷ 詳細は後述、図表2-6参照。

(ア) J E P Xへの玉出しの増大

前述のとおり、卸電力取引は、一般電気事業者の購入量が大宗を占め、その多くが長期契約となっている。一方で、平成12年度に小売市場が部分自由化され、また、平成17年度からはJ E P Xでの取引が開始されるなど、長期契約締結時には想定されていなかった制度改革により市場環境が変化してきている。このような状況の下、自由化以前又はJ E P X開設以前に結ばれた自家発余剰電力の販売者又は卸電気事業者から一般電気事業者に対する卸販売契約について、売り手側がP P S又はJ E P Xへの卸売先の変更を希望する場合もあると想定される。需要家の選択肢が確保されるためには、供給区域の一般電気事業者以外の小売事業者の電力調達が可能であることが必要⁸である。したがって、一般電気事業者は、売り手が既存契約の卸供給先をP P S又はJ E P Xに変更することを希望する場合は、安定供給に支障が出るなどの正当な理由がない限り、これに応じるなど適切な対応をすることが望まれる。

なお、公正取引委員会と経済産業省が共同で作成している「適正な電力取引についての指針」においては、一般電気事業者に電力の卸売を行っている卸事業者（卸電気事業者、自家発電設備設置者等）が、P P Sに卸売する場合などについて、独占禁止法上問題となる行為を例示している⁹。このような考え方は販売先がP P Sではなく、J E P Xであったとしても同様に問題となるおそれがある。

(イ) J E P Xにおける監視機能の強化

J E P Xの取引の公平性、信頼性を高めていく上でJ E P Xにおける監視機能の強化が重要である。J E P Xにおいては、市場監視委員会において、スポット取引における需給逼迫時の意図的な価格吊り上げ等価格操作の有無について監視を行っている。また、一般電気事業者のJ E P Xへの投入量が、総合エネルギー調査会電気事業分科会における自主表明¹⁰に基づく適切なものであるかについては、市場取引検証特別委員会で検証されている。両委員会は、ほぼ毎月開催され、すべての取引データに基づき検証を行っている。なお、現時点までに、両委員会が事業者の処分を行った例はない。今後、J E P Xにおいては、指標としての利便性にも配慮した取引データの公開や定量的分析の一層の充実を図ることとしており¹¹、J E P Xの積極的な取組による取引の公平性、信頼性の向上が期待される。

⁸ 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について」(平成15年2月15日) p 6

⁹ 「適正な電力取引についての指針」の抜粋については参考資料12参照。

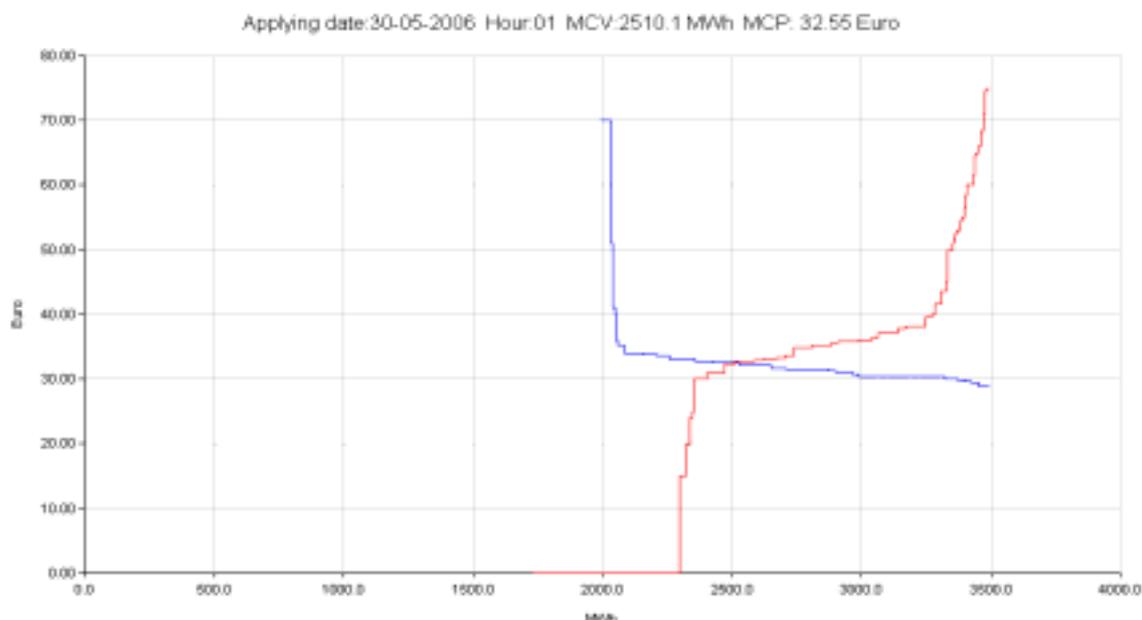
¹⁰ 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において、一般電気事業者から取引所に自主的に電力を投入する旨の意見が表明されたことを受けて「我が国の供給責任の大宗を担ってきた各一般電気事業者において、取引所創設初期には取引所への投入の考え方の表明がなされ、またこれに係る取引の成約状況等の実施状況が適切に公表され、取引所取引の有効性の事後検証が可能となることが適当である。」とされている(同報告書 p 17)。

¹¹ 平成18年3月23日総合エネルギー調査会電気事業分科会第7回制度改革評価小委員会J E P X資料

(ウ) J E P Xの情報公開の拡充

市場の透明性を確保することが、J E P Xにおける取引に対する信頼性を高め、J E P Xにおける取引の活性化に資するものと考えられる。現在、J E P Xのスポット市場において公表されている情報は、時間帯ごとの売り入札総量、買い入札総量、平均約定価格（ピーク時・昼間・一日）、及び一日の約定量に限定されており、時間帯ごとの約定価格・約定量、売買における入札カーブについては公表されていない。このため、市場支配力の行使についてJ E P X外部からの検証を十分に行うことができない等の指摘がある。J E P Xでは、情報公開の範囲拡大を今後の課題としているものの、取引に対する信頼性を高めていくためには、EU各国の取引所で既に公表されている時間帯ごとの約定価格、量等の情報を公表していくことが望ましい。さらに、EU各国の取引所においては、売買における入札カーブの取引参加者への開示が一般的に行われている¹²。図表25はオランダ及び英国の取引所であるAPXにおいて公表しているオランダの入札カーブである。入札カーブの取引参加者への開示は、取引所への信頼度及び予見可能性を高め、取引所の利用の促進にも資するものと考えられる。このため、今後、J E P Xにおいても、取引会員に対する入札カーブの開示を行うことが望ましいと考えられる。さらに、売買における入札カーブを一般に公表することにより、価格決定及び取引の実態について外部から十分な検証が可能となり、市場の透明性を高めるものと考えられる。

図表25 APX（オランダ）で公表されている入札カーブ



(出所：APX Group ホームページ)

(注) ——— ・・・ 売り入札 ——— ・・・ 買い入札

¹² 各国の取引所における情報公開範囲については参考資料13参照

(2) 常時バックアップ

上記(1)でみたように、JEPXは、新規参入者の電力調達手段としての機能を担うべく発足したが、現段階では取引規模の面においても、主要な調達源としての役割を果たしているとはいえない。また、今後、PPSは400万kW規模の発電施設の運転開始を予定しているが¹³、常時バックアップ及び自家発余剰電力は、PPSにとって引き続き主要な電源調達手段であると考えられる。

常時バックアップについて、独占禁止法上問題となる行為等については、「適正な電力取引における指針」において例示している¹⁴。一般電気事業者の中には、常時バックアップはJEPXにおける取引に移行すべきであるという意見がある。一方で、複数のPPSからJEPXについては価格及び供給面で不安があることから、常時バックアップの継続を求める要請が寄せられている¹⁵。上記のようなJEPXの実態を踏まえれば、常時バックアップがJEPXにおける取引で代替できるような状況にはなく、JEPXが設立されたことを理由として常時バックアップ取引を拒絶するような行為等は、独占禁止法上違法（取引拒絶、差別的取扱い等）となるおそれがあるとの考え方は引き続き維持する必要がある。また、JEPXが設立されたことに加えて、常時バックアップにおける取引量や取引形態が変化していることを踏まえて、今後必要があれば独占禁止法上問題となり得る取引について明確化を図っていくべきであると考えている。

¹³ 詳細は参考資料14参照。

¹⁴ 「適正な電力取引についての指針」の抜粋については参考資料15参照。

¹⁵ 公正取引委員会が行ったヒアリング、アンケート調査による。

「適正な電力取引についての指針」(抜粋)

【常時バックアップ関連】

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(2) 新規参入者への卸売

一般電気事業者による新規参入者への卸売については、3%以内の同時同量未達分の卸売(第一変動範囲内「しわとり」バックアップ(注1))、3~10%の選択制の第二変動範囲内の同時同量未達分の卸売(第二変動範囲内バックアップ) 変動範囲を超過する(注2)同時同量未達分の卸売(変動範囲外バックアップ)などのインバランス対応のバックアップ及び、それ以外の継続的な卸売(常時バックアップ)がある。

このうち、については、新規参入に当たって不可避免的に発生するものであり、一般電気事業者以外にこうした卸売を行うことができないことから、電気事業法において託送に付随するものとして託送供給約款において定めることになっている。及びについては、新規参入に当たって不可避免的には発生しないものの、やはり一般電気事業者以外にこうした卸売を行うことができないことから、同様に託送供給約款において定めることとなっている。は電気事業法上規制されていない。

(注1)「しわとり」とは、一般電気事業者が、新規参入者による需要家への供給における需要量に対する発電量の不足分を補うことをいう。

(注2)3~10%の第二変動範囲を選択しなかった場合は3%を超過することを指し、第二変動範囲を選択した場合は当該選択した変動範囲を超過することを指す。

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

常時バックアップ

常時バックアップについては、実態的には小売における部分供給と同一のものであると考えられることから、小売における標準メニューと統合的な料金が設定されることが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

常時バックアップ

電力の卸売市場が未整備であり、既存の一般電気事業者が新規参入者及び需要家に供給し得る発電設備のほとんどすべてを確保し、かつ既存の一般電

気事業者の供給区域を越えて競争が行われていない状況においては、新規参入者が常時バックアップの供給元を一般電気事業者以外に見いだすことが困難であることから、ほとんどの新規参入者は、常時バックアップを既存の一般電気事業者に依存せざるを得ない状況にある。

このような状況において、一般電気事業者に供給余力が十分にあり、他の一般電気事業者との間では卸売を行っている一方で、新規参入者に対しては常時バックアップの供給を拒否し、正当な理由なく供給量を制限し又は不当な料金を設定する行為は、新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別的取扱い等）。

（注）取引拒絶等に該当するかどうかは、平成17年4月から開始される卸電力取引市場等の電力の卸売市場の動向等を踏まえて、個々の取引における一般電気事業者の行為が不当に新規参入者の事業活動を困難にさせるおそれがあるかどうかにより判断されることになる。

新規参入者に対して、常時バックアップの供給を拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。

同様の需要形態を有する需要家に対する小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること。

（注）常時バックアップ料金の不当性の判断においては、常時バックアップにおいては発生しない需要家の供給に係る託送費用や営業費用を減じないなど、費用の増減を適正に考慮しているかどうかを含めて評価することとなる。

複数の需要家へ供給している新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が当該常時バックアップ契約を一本化するか別建てにするかを選択できないようにすること。

複数の需要家へ供給する新規参入者に対する常時バックアップ供給について、新規参入者が常時バックアップ契約の別建てを求めているにもかかわらず、一般電気事業者が一本化しか認めず、期限付きの需要の終了に伴い契約電力を減少させた場合に新規参入者に対し精算金を課すこと。

【卸電力取引所関連】

第二部 適正な電力取引についての指針

自由化された小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 自由化対象需要家に対する小売供給・小売料金の設定

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

自家発補給契約の解除・不当な変更

自家発電設備を有する需要家は、自家発電設備の故障等の際の電力補給のため、自家発補給契約を締結することが必要となるが、突発的な事態に対応するための供給予備力の保有が困難なこと、託送料金の負担などから一般電気事業者以外の事業者による類似のサービスの提供が実質的に困難な状況にある。

このような状況において、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受け、若しくは新規参入者に対して電力を供給し、又は自家発電設備を活用して新規参入を図ろうとする自家発電設備を有する者（以下「特定自家発電設備保有者」という。）に対して、自家発補給契約を打ち切る若しくは打ち切りを示唆すること、又は従来料金より高く設定する若しくはそのような設定を示唆することは、自家発電設備を有する需要家が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（排他条件付取引、差別対価等）。

特定自家発電設備保有者に対して、自家発補給契約を打ち切ること。

特定自家発電設備保有者との自家発補給契約（単独の自家発補給契約）の料金を、一般電気事業者からの全量供給に付随する場合の自家発補給契約の料金と比較して、同じ需要形態であるにもかかわらず、高く設定すること。

需給調整契約の解除・不当な変更

素材型製造業等を営む産業用電力の需要家の多くが一般電気事業者と需給調整契約（注）を締結しており、産業用電力の需要家の事業活動にとっては重要な契約になっている。また、新規参入者が電力を調達する先は、主として大規模な自家発電設備を設置する需要家であるが、そのほとんどすべてが一般電気事業者と需給調整契約を締結している状況にある。

（注）需給調整契約とは、需要家の負荷パターンを基に、ピーク時間帯の負荷を軽負荷時に移行させ、ピーク時間帯等における最大使用電力を従来より低く設定することにより、負荷平準化を確保するとともに一般電気事業者の需給状況の改善を図り、設備の効率的な運用に資する

ことを目的とするメニューである。料金単価も、ピーク時間帯については他のメニューと比較して高額に、深夜等軽負荷時間帯については安価に設定されており、深夜の操業比率が高い製造業等においては、こうした負荷パターンに相応した小さな料金負担となるメニューである。

一般電気事業者が需要家と需給調整契約を締結すること、又は契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、このような状況のもと、一般電気事業者が、新規参入者から電力の供給を受けようとし、又は新規参入者に対して電力を供給しようとする自家発電設備を有する需要家との既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打ち切りを示唆することは、当該需要家が新規参入者との電力取引や自らの新規参入を断念せざるを得なくさせるものであることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある（差別的取扱い、取引妨害等）。

需要家が一般電気事業者以外の新規参入者から部分供給を受ける場合に、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

余剰電力の販売先を既存の一般電気事業者から新規参入者に変更する自家発電設備を有する需要家に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

自家発電設備の電力容量を増強して、余剰電力を新規参入者に販売する自家発電設備を有する需要家（従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含む。）に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

増強した自家発電設備の電力容量を活用して新規参入しようとする自家発電設備を有する需要家（従前、一般電気事業者から電力を購入していた場合を含む。）に対して、一般電気事業者から供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打ち切ることを示唆すること。

余剰電力購入契約の不当な変更等

一般電気事業者に卸売を行う事業者（卸電気事業者・卸供給事業者・自家発電設備を有する需要家等。以下「卸事業者」という。）は、発電電力の一部を新規参入者に卸売したり、直接需要家に供給することにより新規参入することが可能であり、電気事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、これらの事業者の参入が期待されているところである。

しかしながら、一般電気事業者が、新規参入者に卸売しようとし、又は直

接需要家に供給しようとする卸事業者に対して、自己が供給を受ける分の購入契約を解除する若しくは解除を示唆すること、又は購入料金を引き下げる若しくはそのような引下げを示唆することは、卸事業者が新規参入者との取引を断念せざるを得なくさせるものであることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（取引拒絶、差別対価等）。

なお、電源を保有する事業者が、全量を一般電気事業者に卸売する場合と異なり、その一部を小売に転用する場合であって、小売量の変動に伴う余剰電力量の変動が生じる場合には、一般電気事業者が全量購入時と比べて供給の安定性の低下を適正に反映した購入単価の引下げを行っても、直ちに独占禁止法上問題とならない。

一般電気事業者の電気の調達分野における適正な電力取引の在り方

1 考え方

- (4) なお、平成17年4月より、経済融通が廃止されるとともに、私設・任意の市場である卸電力取引市場における取引が開始される。我が国初の試みである卸電力取引市場には、指標価格の形成、需給ミスマッチを解消する販売・調達手段の充実といった事業者のリスクマネジメント機能を十分発揮することが求められており、今般の電気事業制度改革において重要な役割が期待されている。現状において発電設備の大半を所有している一般電気事業者には、取引開始当初は卸電力取引市場へ投入し、また、必要に応じて卸電力取引市場からの調達を行うことが期待されており、卸電力取引市場を利用して電力を投入・調達しようとする際にも、当該卸電力取引市場が定める透明公正な手続、公正なルールに従って取引を行うことが求められる。

常時バックアップ料金と小売料金の比較について

平成18年9月14日
経 済 産 業 省

小売料金は、個々の需要場所の契約電力の大きさや需要の種類によって、特別高圧、高圧、業務用、産業用などに分類され、異なる料金が決められている。

他方、常時バックアップ契約は、導入当初はPPSの顧客毎に行われていたが、現時点では、PPSの電源構成の一環として、一括して契約電力を決めており、PPSの個々の顧客との対応関係が希薄になっている。

従って、小売料金を基準に常時バックアップ料金を比較する際には、契約の単位が一致しない料金同士を比較しているという問題点に留意することが必要。

例えば、特別高圧料金が9円/kWhで、高圧料金が10円/kWhであり、すべての需要の月間平均使用時間が300hであったと仮定すると、常時バックアップとしては5万kWの同じ形態であるにも関わらず、下記のように小売先によって比較のメルクマールが異なってしまう。

特別高圧5000kW×10需要場所の場合

$$\begin{aligned} \text{月額} &= 5000 \text{ kW} \times 300 \text{ h} \times 9 \text{ 円} / \text{ kWh} \times 10 \text{ ヶ所} \\ &= 135 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

高圧500kW×100需要場所の場合

$$\begin{aligned} \text{月額} &= 500 \text{ kW} \times 300 \text{ h} \times 10 \text{ 円} / \text{ kWh} \times 100 \text{ ヶ所} \\ &= 150 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

つまり、常時バックアップ供給自体にはなんら変化がないにもかかわらず、小売の売り先の変動によって、その独禁法上の判断の基準となる料金水準が変動してしまうのは、望ましくないのではないか。